

町民、町長、職員の役割、責務等に対する委員からの意見（項目別に整理したもの）

<町民について>

回答 14名

項目	人数	内容
町民の権利	11	<p>○行政・議会の保有する情報を知る権利 ○町政について意見を表明し政策の形成・執行に参加する権利 ○公正な行政サービスを受ける権利 ○まちづくりへの参加・不参加で不利益な扱いを受けない</p> <p>○解釈に誤った見解を持つ事があり不要と思います。</p> <p>○知る権利 ○参加する権利 ○公共サービスを受ける権利</p> <p>○町政に関する情報を知ること。 ○政策の形成、執行及び評価の過程に参画すること。 ○町政に対する意見を表明し、提案すること。</p> <p>○町民は、町の保有する情報について知る権利を有するとともに、自主的な活動に取り組み、町政に参加する権利を有します。</p> <p>○町民は、議会及び行政の保有する情報について有するとともに、町政に参加する権利を有します ○町民は、町政について意見を表明し、提案することが出来ます</p> <p>○まちづくりに参加する権利 ○まちづくりについて意見を提案する権利 ○議会及び行政の情報を知る権利 ○行政サービスを受ける権利</p> <p>○基本的な、知る権利、参加する権利</p> <p>○日本国憲法によるところの「国民主権」に準じ、「町民主権」という位置づけを行う。 町長・町議を選ぶ「参政権」、まちづくりへの「参加権」を有する。</p> <p>○町民は、議会及び行政の保有する情報について、知る権利を有します。 ○町民は、町政に参加する権利を有します。 ○町民は、町政について意見を表明し、提案することが出来ます。 ○町民は、公正な行政サービスを受ける権利を有します。</p> <p>○町政に参加すること。 ○町政に対し意見を表明し、提案をすること。 ○公平な町民サービスを受けること。 ○町政に関する情報を知ること。</p>

町民の役割	7	<p>○町民はまちづくりの活動に関して自らの発言・行動に責任を持たなければならない</p> <p>○町民は公正な行政サービスを受けるために必要な負担分を分担します。</p> <p>○分かり易い語源で盛り込みたい</p> <p>○自治の主体として認識し、発言と行動に責任を持たなければならない。</p> <p>○町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよい地域づくりに努めます</p> <p>○町民は、まちづくりに取り組む場合において、自らの能力や技術を積極的に発揮するとともにその発言や行動に責任を持つよう努めます</p> <p>○町民はお互いを尊重し合い、協力し合うとともに、町との連携によるまちづくりを推進するよう努めます</p> <p>○自治の主体としてまちづくりに参加するよう努めること</p> <p>○町民の権利の行使に当たり、その発言及び行動に責任を持つこと</p> <p>○行政サービスを受けるに当たり、応分の負担を負うこと</p> <p>○互いを尊重しあう</p> <p>○町民は、まちづくりの主体として、自ら考え行動し、住みよいまちづくりに努めます。</p> <p>○町民は、互いの自由と人格を尊重しあい、協力してまちづくりに励むよう努めます。</p> <p>○町民は、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めます。</p> <p>○町民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くように努めます。</p> <p>○町民は、公正な行政サービスを受けるために必要な負担を分担します。</p>
町民の役割と基本姿勢	2	<p>○町民は、町づくりを主体に自ら考え、行動し、住みよい地域づくりに努める</p> <p>○町民は、地域づくりにおいて、自ら積極的に、参加、参画し、その発言、行動に責任を持つよう努める</p>
町民の責務	3	<p>○まちづくりの主体であることの確認、互いに尊重し、積極的に参加すること、発言と行動に責任を持つこと、まちづくりに要する負担を分担すること。</p> <p>○責任と義務のことである。 法律や条例、その他規則等を遵守し、町民（社会人）としての責任を持ち、地域（社会）活動や納税の義務を負う。</p> <p>○まちづくりに積極的に参加すること。</p> <p>○発信する情報を積極的に受け入れること。</p> <p>○応分の負担を負うこと。</p>
町民の義務	1	○納税、公共料金等の支払い
事業者の責務	1	○地域社会の一員として社会的な責任の認識、公益的な活動への参加、暮らしやすい地域社会の実現に寄与すること。
事業者の役割	3	<p>○事業者とは、その本拠が町内外を問わず、町内で事業活動を行う者をいいます。</p> <p>○事業者は、社会的な役割を認識し、従業員の行う地域活動にも配慮して、町民が行うまちづくりの活動を尊重し、住みよい地域社会の実現に寄与するよう努めます。</p>
罰則	1	○条例に違反したものは、別に法律に定めた罰則を受ける。
その他	2	八雲町の内容を支持する意見。 町民だれもが主役を明示したい

<行政について>

回答 14名

項目	人数	内容
行政の責務	2	<p>○町民の意志を反映する行政運営を進めるため、情報の共有と町民の参加を図り、連携協力して事務を執行する責務</p> <p>○この条例に基づき、町民及び議会と連携（協働）して行政を執行する</p> <p>○町民の意見を反映して情報の共有と町民参加を図り、連携（協働）して事務を執行する</p>
行政の役割と責務	4	<p>○議会にも「役割」を記載する予定であり、そのバランス、再認識することが必要との考え方。法定事項の再掲、公正かつ誠実な執行、効率的な執行、情報共有、町民参加、協働。</p> <p>○執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務。法令等に基づく事務を執行する役割を有します</p> <p>○執行機関は、前項の役割を達成するため、自らの判断と責任において、公正で誠実に事務を管理し、執行する責任を有します</p> <p>○執行機関は、町民の信託に基づく町政を効果的で効率的に執行する責務を有します</p> <p>○執行機関は、町民の意志を反映するまちづくりを進めるため、情報の共有と町民参加を図り、連携協力して事務を執行する責務を有します。</p>
行政の基本	1	
町長の責務	10	<p>○基本原則・制度を順守し町民の権利を保障する</p> <p>○職員を適正に指揮監督し、効率的な組織体制の整備</p> <p>○町長は町の代表者として町民の付託に応えるために職員を指揮監督し効率的な組織運営体制の責務を有する義務を明確に盛り込みたい。</p> <p>○信託に応え、公正かつ誠実な職務の執行、町民の参加する権利、機会の確保、健全財政、効率的執行と組織の運営の確保、適切な職員指導、育成と意識の啓発</p> <p>○町長は、まちの代表者として公正で誠実に町政の執行に当たり、まちづくりを推進していく責務を有します。</p> <p>○町長は、町民の付託に応えるため、職員を適正に指導監督し、効率的な組織体制を整備していく責務を有します。</p> <p>○町長は、この条例の基本原則及び制度を実現するため、公正かつ誠実に、町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない</p> <p>○この条例に基づき、基本理念を実現するために、町民の信託に応え、行政執行する</p> <p>○町民の代表としての責任と自覚を持ち、自らの公約を実現することに努める。</p> <p>○町民の信託に応え、町政の代表者として公正かつ誠実に町政の執行にあたり、まちづくりの推進に努めること。</p> <p>○就任時に、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し地方自治の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため公正かつ誠実に職務を執行することを住民の代表として宣誓すること。</p>

町長の役割	1	○この条例(理念、原則、制度)に基づいて自治を運営する。町民の信託に対する責任を誠実に果たす。
町長の設置	1	
職員の責務	10	○町民の視点にたち公正で適正に職務を遂行し町民との信頼関係を構築する ○職員は町民の意向や政策課題に的確に対応するため職務の向上に努める ○職員は縦断的な運営ではなく横断的連携を密にする
		○町民の目線に立って、効果的に職務を遂行する義務を明確にする
		○誠実かつ効率的職務の執行、町民との信頼関係づくりと協働、地域課題に対応する施策立案、実現能力の向上努力、自己研鑽
		○職員は、町民との信頼関係を深め、公正に職務を執行する責務を有します。 ○職員は、まちの課題に対応する施策の立案や町民が求め望むことに的確に対応できる職務能力の向上に努める責務を有します。
		○職員は、町民と共に、自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。 ○職員は、町民の意向や地域の政策課題に的確に対応するため、政策能力の向上に努めます。
		○町民との信頼関係を深め、公正かつ適正に職務を遂行する ○情報共有と町民参加を基本として行政運営を執行する ○まちづくりの課題に対応出来るよう、職務遂行に必要な能力の向上に努める
		○町長の指示により職務に専念する責務を有し、町民に役務（行政サービス）を提供する。
		○公正かつ適正に職務を遂行すること。 ○まちづくりの専門員として誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、町の仕事に熱意を持ち、常に自己研鑽し、町民との連携が図れるよう努めること。
職員の役割	1	○全体の奉仕者として、法を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。
その他の意見	2	○八雲町の内容を支持するもの。町民の発言を守るを明示したい
	1	○色んな枠組みを超えて、美幌町立小中学校の教員もこの行政で定義してもらいたい その上で、法令の遵守であったり、子供達の見本となる行為をするよう規程してもらいたい